

新潟市文化創造推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市文化創造都市ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、新潟市文化創造推進本部（以下、「本部」という。）の専門委員会として、文化創造の推進に関する助言を総合的かつ継続的に行う、新潟市文化創造推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) ビジョンの見直しに関すること
- (2) ビジョンに基づく事業の成果検証に関すること
- (3) アーツカウンシルに関すること
- (4) そのほか、文化創造の推進に関すること

(委員構成)

第3条 委員会は、委員 20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 文化関係者
- (4) まちづくり関係者
- (5) 商工業関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の進行を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、新潟県に属する文化行政担当者から市長が依頼する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を文化スポーツ部文化政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後初めて選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に満了する。